変調方式	占有周波数帯幅の許容値
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであって変調指数0.40のもの	次に掲げる式による値 fcl×1.6
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであって変調指数0.70のもの	次に掲げる式による値 fcl×2.0
四相位相変調又はこれと同等以上の性能を有するもの及び一六値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	次に掲げる式による値 fcl×（1＋α） α：ロールオフ率　（ロールオフ率0.5以下）
直交周波数分割多重方式	次に掲げる式による値 fcl×サブキャリア数×1.1

fcl：クロック周波数（MHz）

2　空中線電力

○・五ワット以下であること。

3　隣接チャネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャネルの帯域幅離れた周波数及び一チャネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として（±）○・四五×一チャネルの帯域幅の帯域内に輻射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次の値以上となること。

ア　中心周波数から1チャネルの帯域幅離れた周波数を中心として（±）0.45×1チャネルの帯域幅の場合は、27［dBc］

イ　中心周波数から1チャネルの帯域幅の2倍離れた周波数を中心として（±）0.45×1チャネルの帯域幅の場合は、43［dBc］

4　送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力

次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区別		等価等方輻射電力（一ミリワットを○デシベルとする。）
二二GHz帯又は二六GHz帯の周波数の電波を使用するもの	主輻射の方向からの離角（θ）	
	○度以上五度以下	次に掲げる式による値以下 73－3.8θデシベル
	五度を超え一〇〇度未満	次に掲げる式による値以下 68.5－20.8 log θデシベル
	一〇〇度以上一八〇度以下	二六・九デシベル以下
三八GHz帯の周波数の電波を使用するもの	○度以上六度以下	次に掲げる式による値以下 71－3.3θデシベル
	六度を超え一四〇度未満	次に掲げる式による値以下 67.3－20.9 log θデシベル
	一四〇度以上一八〇度以下	二二・四デシベル以下

○総務省告示第八十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十五の二第一項第四号、第三項及び第五十八条の二の六第四号並びに別表第二号第48並びに別表第三号32の規定に基づき、一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び一八GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十五年総務省告示第六百八十五号（一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得を定める件）及び平成十七年総務省告示第千二百三十九号（総務大臣が告示する一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十七年三月十七日　　総務大臣　山本　早苗

一　設備規則第四十九条の二十五の二第一項第四号、別表第二号第48及び別表第三号32の技術的条件は、次のとおりとする。

1　占有周波数帯幅の許容値

次の表に掲げる値とする。この場合において、五〇〇kHz未満の端数が生じたときはこれを五〇〇kHzに繰り上げた値とし、五〇〇kHzを超え一MHz未満の端数が生じたときはこれを一MHzに繰り上げた値とする。

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであって、変調指数0.40のもの	次に掲げる式による値 fcl×1.6
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであって、変調指数0.70のもの	次に掲げる式による値 fcl×2.0
四相位相変調又はこれと同等以上の性能を有するもの及び一六値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	次に掲げる式による値 fcl×（1＋α） α：ロールオフ率　（ロールオフ率0.5以下）
直交周波数分割多重方式	次に掲げる式による値 fcl×サブキャリア数×1.1

fcl：クロック周波数（MHz）

2　搬送波の周波数の空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャネルの帯域幅の五〇％以上二五〇％以下離れた周波数帯域において、任意の一MHzの帯域幅当たりの空中線電力に対する減衰量Asmは、次の式により求められる値以上であること。

Asm＝a＋b×（pd－50）＋10 log（BWch）［dBc］

なお、Asmは、1チャネルの帯域幅が20MHz以下の場合は最大59.8＋10 log（BWch／60）［dBc］とし、1チャネルの帯域幅が20MHzを超える場合は最大56［dBc］とする。